

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

## 事業継続力強化支援事業の目標

### 1. 現 状

#### (1) 地域の災害等リスク

本計画の対象地域は、さくら市のうち、平成 17 年（2005 年）3 月 28 日の市町合併前の旧喜連川町区域であり、喜連川商工会の管轄地区である。なお、当該区域以外の地域については、氏家商工会の管轄となっている。

当地区は、市の北東部に位置し、面積は 75.47 km<sup>2</sup>で、市全体の総面積 125.63 km<sup>2</sup>の約 60%を占めている。地区内には、那珂川水系に属する荒川、内川、江川及び岩川が北西から南東に流下している。

当地区において自然災害等が発生した場合に想定される主な被害及び商工業者への影響は、次のとおりである。



#### (洪水：ハザードマップ)

さくら市が公表しているハザードマップ（令和 5 年 2 月）によると、当商工会が立地する市街地地域において、最大 5.0m 未満の浸水が予想されているほか、家屋倒壊等氾濫想定区域に指定されている箇所が点在している。市では、災害リスクの周知を目的として、喜連川地区内に 70 箇所の浸水想定深表示板を設置し、内川及び荒川が氾濫した際の最大浸水深を具体的に示すことで、地域住民や事業者の防災・減災意識の向上を図っている。商工業者へのリスクとしては、主要河川の氾濫により交通網や物流が遮断されるリスクのほか、事業所における施設・設備の浸水による機械・精密機器の故障、在庫品の損失、さらには事業再開の遅延等が想定される。洪水被害の復旧には多大なコストを要することから、地域のサプライチェーンに対しても二次的な影響を及ぼす可能性がある。

#### (土砂災害：ハザードマップ)

市のハザードマップによると、当地区の北部・東部・南部を中心に、がけ崩れや土砂流等の土砂災害が発生する恐れのある区域が確認されている。さくら市内における土砂災害特別警戒区域の指定箇所（令和 4 年 5 月 6 日現在）は 84 カ所あり、そのうち 66 カ所が当地区に集中している。過去には、東日本大震災後に「お丸山公園」における斜面崩壊が発生した事例もあり、今後も降雨による雨水浸透により、斜面の安定性が低下する可能性が指摘されている。商工業者へのリスクとしては、主要幹線道路の寸断や通行止めによる物流の停滞、建物や設備への土砂流入被害、さらには復旧期間の長期化などが挙げられる。特に物流インフラの遮断は、原材料や製品の輸送に大きな影響を及ぼし、事業活動全般に大きな支障をもたらす可能性がある。

#### (地震：J-SHIS)

地震ハザードステーションの防災地図によると、当市では今後 30 年間に震度 6 弱以上の地震が発生する確率が 11.4%（さくら市本所地点）とされている。また、表層地盤の揺れやすさ指標においては、「やや揺れやすい」地域に該当しており、地震動による建物や設備へ

の影響が懸念される。商工業者へのリスクとしては、店舗・工場の建物損壊、機械設備の破損、内装や棚卸資産への被害に加え、電力・通信・交通といったインフラの停止による事業活動の中断や復旧の長期化が想定される。特に、東北自動車道矢板 IC に最寄りの喜連川工業団地や河戸地区には、自動車関連、機械、紙製品、プラスチック加工等の製造業が集積しており、工場機能が停止した場合には、地域のみならず広域的な供給網に対しても大きな影響を及ぼすおそれがある。早期に復旧しない場合、経済的損失の拡大や取引先からの信頼低下につながる可能性があることから、事前の備えとして事業継続力強化計画の策定が重要である。また、さくら市地域防災計画（令和7年3月）によると、さくら市直下を震源とするM6.9の地震が発生した場合（冬・深夜、風10m/sを想定）、大規模な建物被害及び人的被害が想定されており、経済被害額は約1兆2,641億円にのぼるとされている。

### ▼ 建物被害

（単位：棟）

区 分	液 状 化	地 震 動	土 砂 災 害	火 災	合 計
全壊棟数	453	2,315	20	153	2,941
半壊棟数	979	18,142	48	0	19,169

### ▼ 人的被害

（単位：人）

区 分	建物倒壊等	土 砂 災 害	火 災	ブロック塀等の転倒	合 計
死 者 数	139	2	0	0	141
負傷者数	3,001	2	6	29	3,038
うち重症者数	196	1	2	11	210

### （その他：気候変動に伴う災害リスク）

さくら市の気候変動対策推進計画書（令和6年3月）によると、年間平均降水量は997.2mmとなっており、特に7月から9月に降水量が多い傾向にある。栃木県における年間降水量の推移や1時間降水量50mm以上の短時間強雨の発生状況をみると、最近10年間（2011～2020年）の平均年間発生回数は、統計期間の初期10年間（1979～1988年）と比較して約1.3倍に増加しており、集中豪雨等の気象事象に伴う大雨災害発生リスクが高まっている。令和元年に発生した東日本台風では、「特別警報」が発表され、県南西部を中心に甚大な被害が発生した。当地区では、鬼怒川、荒川、内川、江川流域や土砂災害警戒区域等において、619世帯1,953名に対し避難勧告及び避難指示が発令されたほか、床上浸水1件・床下浸水7件・一部損壊3件の住家被害が発生し、およそ5億円の農業被害等も発生した。気候変動の影響による異常気象は年々増加傾向にあり、今後も洪水や土砂災害等による事業活動への影響が拡大することが懸念される。商工業者においては、事業所や設備の被災リスクを踏まえた事前対策や災害発生時における事業継続体制の構築が一層求められている。

### （感染症）

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得していない感染症が発生した場合、全国的かつ急速なまん延により、当市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。商工業者へのリスクとしては、観光需要の停滞による宿泊予約のキャンセルやイベントの中止、外出自粛等に伴う消費マインドの低下による

売上の減少が想定される。リモートワークによる対応が困難な製造業等の現場においては、従業員やその家族の罹患による出勤停止、製造ラインの稼働停止といったリスクが高く、事業継続に対する影響が大きいことから、感染症を想定した事前の備えが重要である。

### (サイバー攻撃)

近年、機密情報の窃取、金銭の不正取得、業務の妨害等を狙ったサイバー攻撃が国内外で常態化しており、その手口は年々巧妙化している。商工業者へのリスクとしては、機密情報や個人情報の漏洩、精密機器の故障、システム障害による業務の停止、さらには取引先や顧客からの信用の失墜などが想定される。特に、ITやデジタル化が進む中小企業においては、十分な対策が講じられていない場合、被害が長期化する可能性もあり、経営への影響は甚大となるおそれがある。そのため、サイバー攻撃に対する基本的な対策の実施や被害発生時における対応体制の整備、賠償責任保険への加入検討などが重要な課題となっている。

## (2) 域内の商工業者の状況

- ・商工業者数 355 者
- ・小規模事業者数 284 者

業 種	商 工 業 者		備 考 (事業所の立地状況等)
		小規模事業者	
建 設 業	53	52	地区内に広く分散
製 造 業	66	43	〃
卸 売 業	16	9	〃
小 売 業	72	57	中心部他、幹線道路沿いに多い
飲食店・宿泊業	37	31	〃
サービス業	63	50	〃
そ の 他	48	42	地区内に広く分散
合 計	355	284	

(令和3年経済センサス活動調査)

## (3) これまでの取組

### 1) 市の取組

- ・防災講演会、講習会、出前講座等の開催
- ・ハザードマップ、防災パンフレット、チラシ等の配布
- ・テレビのデータ放送、ラジオ、新聞、広報紙、SNS等による広報活動の実施
- ・市ホームページやメールによる防災情報の提供
- ・防災訓練の実施の促進
- ・防災器具、災害写真等の展示
- ・地域防災力の充実、ボランティア連携強化
- ・さくら市防災アプリの運用開始(令和6年4月1日)
- ・防災協定及び覚書の締結(令和7年1月15日現在/79協定)
- ・浸水想定深表示板の設置(喜連川地区の電柱70箇所)

### 2) 商工会の取組

- ・会員被災情報の収集
- ・事業継続力強化計画策定に関する県・国の施策周知
- ・県主催の事業者BCP策定セミナーの周知と参加促進
- ・(独法)中小企業基盤整備機構主催のジギョケイセミナーの周知と参加促進
- ・BCP策定支援と策定後のフォローアップ

- ・BCP 関連セミナー受講による職員の資質向上
- ・栃木県火災共済(協)と連携した火災共済への加入促進
- ・サイバーリスクに備えた「商工会ガード(全国商工会連合会)」保険への加入
- ・防災備品の備蓄と連絡体制の整備(LINEWORKSの活用による情報収集と情報整備)
- ・上部団体である全国商工会連合会の福祉共済(病気・ケガ・生命保障)への加入促進
- ・上部団体である全国商工会連合会のビジネス総合保険制度の周知
- ・喜連川商工会危機管理マニュアルの作成(令和7年4月更新)

### 3) 事業継続力強化支援計画の実施状況(R7年度)

- ・事業者BCPの策定・見直しに係る指導 2件
- ・事業者BCPの取組状況の確認 1件
- ・事業継続力強化支援事業の実施状況や改善点についての協議 1回

※小規模事業者による事業継続力強化計画及び連携事業継続力強化支援計画や事業継続計画を便宜上、事業者BCPと記載する。

## 2. 本計画策定及び実行にあたっての課題と対策

### 【課題】

- ①小規模事業者の事業継続力強化の取組状況を把握できていない。
- ②地域の自然災害等リスクについて商工会、市関係部署との間で十分な議論ができていない。
- ③本計画の実行にあたって、保険・共済や資金繰り支援、防災・減災に対する専門的な助言を行える経営指導員が不足している。
- ④事業者への防災・減災の意識付けが不十分であり、事業継続のリスクについて、十分に訴求できていない。

### 【対策】

- ①事業継続力強化の取組状況については、経済産業省HPに掲載の事業継続力強化計画の認定事業者一覧や域内事業者へのアンケートや聞き取り等で把握する。
- ②市商工観光課、氏家商工会、喜連川商工会の担当者による情報交換会を年1回以上開催し、災害リスクや支援方針を決定する。また、実施状況に応じて適切なタイミングで見直しを行い、情報の共有化による防災・減災の体制整備を行うこととする。
- ③保険・共済や資金繰り支援、防災・減災に対する専門的な助言を行う経営指導員の不足については、(独法)中小企業整備基盤機構など他の支援機関と連携し、セミナー開催や専門家派遣を行う。加えて、職員向けに研修や勉強会等を開催し適宜専門知識の習得及び最新情報の収集に努める。
- ④事業継続力強化認定制度による防災・減災設備への税制措置や補助金の加点措置などのメリットを訴求し、事業者自身が前向きに取り組むことができるよう情報の提供に努める。

## 3. 目 標

- ・地域内の小規模事業者に対し、自然災害等による事業中断リスクを認識させ、事前の備えの重要性を周知・定着させる。
- ・市内の商業・サービス業が集積する主要地区・商店街を中心に、面的な事業継続力強化支援を実施し、サプライチェーン及び地域経済機能の維持を図ることで、市内全体の小規模事業者の事業継続力向上につなげる。
- ・小規模事業者の実情に即した事業継続力強化計画等の策定支援を推進し、災害発生時における初動対応や重要業務の継続が可能となる体制整備を支援する。
- ・BCP策定支援に加え、損害保険や共済制度の活用等のリスクファイナンスの取組を促進し、被災後の早期事業再開を可能とする経営基盤の強化を図る。
- ・行政や各関係機関と連携し、平時から災害発生時まで切れ目のない支援体制を構築することで、地域全体の防災力・事業継続力の底上げを目指す。

具体的には、以下の目標を設定し取り組んでいくこととする。

- 1) 年4者に対して事業者BCPの策定・見直し支援を行う。
- 2) 市内全体の事業継続力強化計画の策定数を20件とする。
- 3) 主要産業である商業・サービス業の小規模事業者においては策定数を10件とする。
- 4) 上記目標達成のため、年1回以上、BCPに関する情報を全会員に提供する。また、年1回以上、セミナー開催を目標とする。開催が難しい場合は、個別支援とし、周知から策定までの支援を一貫して行う。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに栃木県へ報告する。

## 1. 事業継続力強化支援事業の実施期間

( 令和 8 年 4 月 1 日 ~ 令和 13 年 3 月 31 日 )

## 2. 事業継続力強化支援事業の内容

### (1) 小規模事業者の事業継続力強化の取組状況の把握

- ・経済産業省、自治体と連携し市内小規模事業者における事業継続力強化計画の策定状況や事業継続力強化の取組状況を把握する。
- ・伴走型補助金等を活用し、市内小規模事業者の事業継続力強化の取組状況を調査・把握する。

### (2) 小規模事業者に対する事業継続力強化支援の内容

- ・巡回や窓口指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等の事業継続リスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済制度加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・会報や市広報、ホームページ等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険・共済制度の概要、事業者BCPに積極的に取り組む事業者の紹介等を行う。
- ・関東経済産業局 HP 掲載のリスクファイナンス判断シート等を活用し、事業者にリスクファイナンスの考え方を啓発し、自然災害等の災害発生時の資金繰りについて注意喚起する。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、事業者に対し、普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険・共済制度の紹介等を実施する。
- ・事業者BCP（即時に取り組み可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について助言を行う。策定に関しては、県のBCP策定支援プロジェクトも活用する。
- ・新型コロナウイルス感染症は、時期や場所を問わず発生する可能性があり、感染状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を事業者へ提供する。

### (3) フォローアップ

- ・事業者BCPの策定後3年が経過した事業者に対し、巡回経営指導時等に訓練（被災からのシュミレーション含む）や計画の見直しについての指導を行う。計画書の策定がゴールとならないよう継続的な指導を心がけ、備えに対し、実効性を高めていく。
- ・支援した事業者の計画期間を把握し、計画期間終了後の計画の再策定・再申請へつなげる指導を行う。

### (4) 知見の共有及び事業継続力の底上げ

- ・BCPに関する広報誌や実際に導入可能な有益な取り組み事例を紹介し、より強固な計画となるよう策定を支援する。
- ・同じ地域や同じ業種など、関連する企業をマッチングし、連携型事業継続力強化計画の策定を支援する。

### (5) 関係団体等との連携

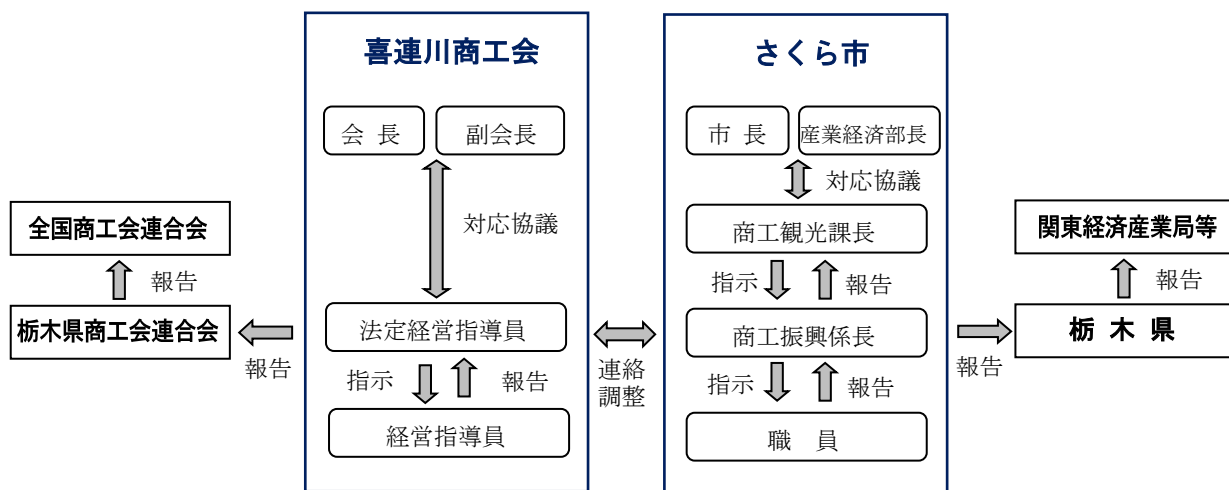
- ・「とちぎ中小企業応援隊」として連携している、栃木県信用保証協会、栃木県よろず支援拠点に専門家の派遣を依頼し、事業者のリスクファイナンスに係るセミナーや個別相談会を実施する。
- ・ジブラルタ生命保険㈱の当会担当者と連携し、生命保障の見直しや導入に関する個別相談会を実施するなど、もしもの備えを見える化し、事業継続に必要な保障や資金繰り支援を行う。
- ・連携型事業継続力強化計画の策定にあたっては、(独法)中小企業基盤整備機構の地域本部の専門家派遣を活用し、策定支援を行う。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険(生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など)の紹介等も実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示やチラシ、パンフレットの配布を依頼する。

### (6) 訓練の実施

- ・自然災害(令和元年東日本台風・東日本大震災等と同規模)が発生したと仮定し、市と商工会の連絡ルートの確認等を行う(訓練は必要に応じて実施する)。

## 3. リスク発生時における指揮命令系統・連絡体制

- ・リスク発生時の指揮命令系統・連絡体制は以下のとおりとする。
- ・風水害等の発生が予想される場合は、あらかじめ指揮命令系統・連絡体制の確認を行う。



## 4. リスク発生時の対応

### (1) 大規模災害

大規模災害が発生した場合は、以下の手順で対応する。

なお、大規模災害発生を目安は以下のとおりとする。

- ▼風水害：特別警報が発表された場合
- ▼地震：震度6弱以上の揺れが観測された場合

#### 1) 職員の安否・出勤可否の確認

- ・商工会職員は、発生後速やかに法定経営指導員(又はその代行者)へ安否・出勤可否の報告を行う。

- ・報告を受けた法定経営指導員は、職員の業務従事の可否を市及び県連合会へ報告するとともに、市が把握する被害状況を共有する。

## 2) 地域内事業者の被害状況の確認

- ・市は、罹災証明申請書に被害状況や被害額の記載欄を設け、地域内事業者の被害状況を確認する。
- ・商工会は、巡回・電話、メール、SNS 等により地域内事業者の被害額・状況を確認する。

## 3) 被害情報の共有

- ・市と商工会は、以下の方法と頻度で被害情報等を共有する。  
なお、情報共有は「実態調査票（様式 1）」を用いる。
- ・共有方法 原則電子メールとし、メールが使えない場合は FAX とする
- ・共有頻度 下記の通り ※頻度については、状況に応じ調整する

期 間	頻 度
発災後～1 週間	1 日に 2 回共有する
1 週間～2 週間	1 日に 1 回共有する
2 週間～1 ヶ月	1 週間に 2 回共有する
1 ヶ月以降	1 週間に 1 回共有する

## 4) 被害情報の報告

- ・市と商工会とで情報を共有した上で、市においては栃木県が定める期日までに栃木県へ報告する。また、商工会においては県連合会が定める期日までに県連合会に対しても報告を行う。なお、報告は3) と同様の様式で行う。

## (2) 国際的に脅威となる感染症

- ・国際的に脅威となる感染症が流行した場合は、以下の手順で対応する。なお、国際的に脅威となる感染症流行の目安は、世界保健機関（WHO）が「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態（PHEIC）」に該当すると表明した場合とする。

### 1) 感染予防のための取り組み

- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い、うがい等の徹底を行う。
- ・「さくら市新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、さくら市における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

### 2) 管内事業者に対するリスクの周知

- ・今後地域内事業者の経営に影響を与えうるリスクについて周知する。
- ・業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。

### 3) 管内事業者の被害状況の確認

- ・市は、来庁又は問い合わせを受けた地域内事業者の被害状況を確認する。
- ・商工会は巡回・電話、アンケート調査等により地域内事業者の被害状況を確認する。

### 4) 被害情報の共有・報告

- ・国や栃木県からの情報や方針に基づき、市と商工会とで情報を共有した上で、市においては栃木県が定める期日までに栃木県へ報告する。また、商工会においては県連合

会が定める期日までに県連合会に対しても報告を行う。

### **(3) 被災事業者に対する支援**

#### **1) 応急対策時の支援**

- ・相談窓口の開設方法については、市と商工会が対応内容等について協議し、安全性が確認された場所に開設する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国、県、市等の施策）を周知する。
- ・被災事業者に、各種支援制度、保険金請求、税の減免申請、融資などの手続きを受けるときに必要な「罹災証明書」について周知し、取得を促す。また、被災状況が分かる写真を撮影しておくよう指導する。

#### **2) 復旧・復興支援**

- ・国、県の方針に従って、市と商工会が復旧・復興支援の方針を決め、被災事業者に対して支援を行う。
- ・被災事業者施策（国、県、市等の施策）を周知する。
- ・被害規模が大きく、市・商工会職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を栃木県・県連合会に相談する。

#### **※その他**

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに栃木県へ報告する

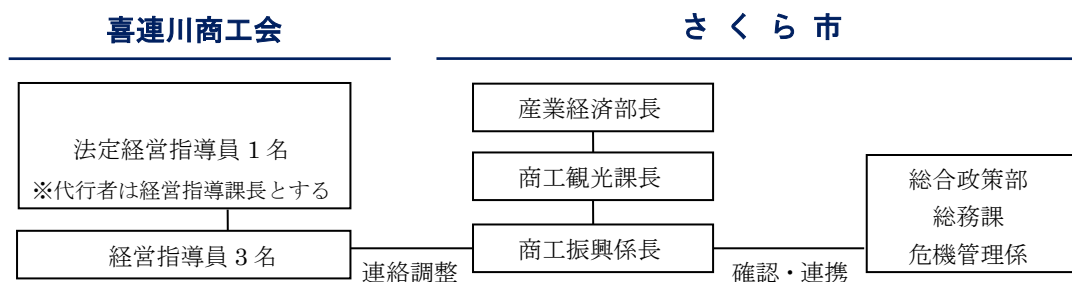
(別表 2)

## 事業継続力強化支援事業の実施体制

### 事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和 8 年 1 月 現在)

#### (1) 実施体制 (商工会の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/関係市町の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/商工会と関係市町の共同体制/経営指導員の関与体制 等)



#### ① 栃木県及び関係市町との連携体制

- ・ 当会、本市商工観光課・総務課が連携し、地域の実情を踏まえた災害リスクを把握するとともに、本計画の支援方針や遂行状況を確認するため、年1回以上、担当者による情報交換会を開催する。
- ・ 本計画の実行にあたっては、認定主体である栃木県に随時相談する。

#### ② 商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制

- ・ 法定経営指導員1名、経営指導員3名の体制で巡回指導を行う。小規模事業者ごとに経営指導員を選定し、策定支援からフォローアップまで一体の支援体制を構築する。
- ・ 保険の加入促進については、適宜専門家を派遣し、個別相談の体制を整える。

#### ③ 定量的に実施状況を把握し評価を行う体制

- ・ 法定経営指導員1名、経営指導員3名体制で、実施状況を定量的に把握し効果測定を行う。
- ・ 上記で把握・検証した実施状況を当会と市の担当者による情報交換会(年1回以上開催予定)で評価するとともに、次年度の支援内容の検討を行う。

#### ④ 経営指導員等の資質向上に係る体制

- ・ 当会職員向けに研修や勉強会等を開催し、防災・減災や、保険、リスクファイナンスなど適宜専門知識の習得及び最新情報の収集に努める。

#### (2) 法定経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

##### ① 法定経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 横田 笑美子 (連絡先は (3) ①のとおり)

##### ② 法定経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度 等)

- ・ 本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・ 本計画の取組実施における目標・指標の設定
- ・ 本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ (四半期に1回以上)

### (3) 商工会、関係市町連絡先

#### ① 商工会

喜連川商工会

〒329-1412 さくら市喜連川 4145-16

TEL : 028-686-2122 / FAX : 028-686-2467

E-mail : kituregawa\_net@shokokai-tochigi.or.jp

#### ② 関係市町

さくら市役所 産業経済部 商工観光課

〒329-1492 さくら市喜連川 4420-1

TEL : 028-686-6627 / FAX : 028-686-2055

E-mail : syoukoukankou@city.tochigi-sakura.lg.jp

### (4) 被害情報報告先

#### ① 栃木県

産業労働観光部 経営支援課

〒320-8501 宇都宮市塙田 1-1-20

TEL : 028-623-3173 / FAX : 028-623-3340

E-mail : sienshitsu@pref.tochigi.lg.jp

#### ② 栃木県商工会連合会

組織支援課

〒320-0806 宇都宮市中央 3-1-4

TEL : 028-637-3731 / FAX : 028-637-2875

E-mail : soshiki\_fed@shokokai-tochigi.or.jp

※その他

・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに栃木県へ報告する

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
必要な資金の額	150	150	150	150	150
1. 調査費	30	30	30	30	30
2. 専門家派遣費	50	50	50	50	50
3. 協議会運営費	10	10	10	10	10
4. セミナー開催費	40	40	40	40	40
5. 防災、感染症対策費	20	20	20	20	20

調達方法

会費収入、さくら市補助金、栃木県補助金、事業収入 等